

吹付けアスベスト等に関する法規制など

労働安全衛生法：石綿障害予防規則

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

『建築物からの石綿粉じん対策 建築物所有者・管理者の皆様へ』から抜粋

◆建築物に吹付けられた石綿の管理～石綿障害予防規則第10条関係◆

- (1)事業者は、その労働者を就業させる建築物に吹付けられた石綿が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、当該吹付け石綿の除去、封じ込め、囲い込みなどの措置を講じなければなりません。
- (2)事務所又は工場の用に供される建築物の貸与者は、当該建築物の貸与を受けた2以上の事業者が共用する廊下の壁等に吹付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、(1)と同様の措置を講じなければなりません。

◆建築物の解体工事等の発注時における措置◆

建築物または工作物の解体、改修時の工事を発注する場合は、直接工事を行う事業者にその労働者への石綿のばく露を防止するための措置を講ずることが義務付けられているとともに、工事の発注者も次のことに配慮しなければなりません。

①情報の提供（石綿則第8条関係）

建築物等の解体工事等の発注者は、工事の請負人に対し、当該建築物等における石綿含有建材の使用状況等（設計図書等）を通知するよう努めなければなりません。

②工期、経費等の条件（石綿則第9条関係）

建築物等の解体工事等の注文者は、作業を請け負った事業者が、契約条件等により石綿による健康障害防止のため必要な措置を講ずることができなくなることのないよう、解体方法、費用等について、労働安全衛生法及びこれに基づく命令の遵守を妨げないよう配慮しなければなりません。



大気汚染防止法・大気汚染防止法施行令・大気汚染防止法施行規則

建築物の解体等によって生じる石綿の飛散を防ぐために、一定の要件に該当する場合、解体事業者は作業の場所、作業期間、作業の方法などを都道府県知事へ届け出ることが必要です。解体作業にあたっては、吹付け石綿を除去する場所を隔離したり、集じん・排気装置を設置したりするなど、作業基準を遵守することが求められ、違反した場合は処罰の対象となります。

◆対象となる作業◆ 以下の①、②ともに満たすもの

- ①建築基準法における耐火建築物及び準耐火建築物で、当該建築物の延べ面積が500 m²以上
②解体、改造、補修する部分に使用されている吹付け石綿の面積が50 m²以上

◆作業基準

①解体する場合

◇通常の時

次の基準にしたがって石綿を除去するか、これと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

- ① 作業場を他の場所から隔離し、出入口には前室を設けること。
- ② 作業場を負圧に保ち、作業場の排気には、高性能エアフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。
- ③ 除去する吹付け石綿を薬液等により湿潤化すること。
- ④ 除去した部分に薬液等を散布し、作業場内の石綿を処理した後、作業場の隔離を解くこと。

◇立入が危険な時・事前除去が著しく困難な時

建築物に散水するか、これと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

②改造・補修する場合

解体する場合と同じ措置を講じて石綿を除去するか、囲い込み、又は封じ込めにより、飛散を防止すること。

ただし、囲い込み、又は封じめる場合でも、吹付け石綿の劣化状態、下地状態を確認し、劣化が著しい場合、又は下地との接着が不良な場合は、石綿を除去すること。



吹付けアスベスト除去等における隔離養生等

◆その他関係法令

◇廃棄物の処理及び清掃に関する法律

- (1)飛散性を有するアスベスト廃棄物については、特別管理産業廃棄物「廃石綿等」として収集、運搬、処分等の基準が定められています。
- (2)また、特別管理産業廃棄物に該当しない非飛散性の廃石綿についても、産業廃棄物としての収集、運搬、処分等の基準が定められているほか、環境省の「非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針」に基づいて処理することが必要です。

◇建設リサイクル法

床面積の合計が 80 m²以上の解体工事は、届出と特定建設資材の分別解体等及び再資源化等が必要です。工事にあたっては、解体する建築物等の特定建設資材に、吹付け石綿等が付着している部分があるか調査を行い、届出書の「分別解体等の計画等」に吹付け石綿等の有無と事前措置の内容の記載が必要です。届出は工事着手の 7 日前までですが、5 ページの石綿障害予防規則、大気汚染防止法の届出との整合に留意してください。

Q & A

(国土交通省Q & A抜粋)

Q. わが家では、見えるところには吹付けアスベストが使用されていないのだが、見えないところは大丈夫か。

A. アスベストは、その纖維が空気中に浮遊した状態にあると危険であるといわれています（昭和63年環境庁及び厚生省通知）。

すなわち、露出して吹付けアスベストが使用されている場合、劣化等によりその纖維が飛散するおそれがありますが、板状に固めたスレートボードや天井裏・壁の内部にある吹付けアスベストからは、通常の使用状態では室内に纖維が飛散する可能性は低いと考えられます。

Q. 建築物（事務所、店舗、倉庫等）はアスベストの危険性があるか。

A. 建築物においては、

- ・耐火被覆材等として吹付けアスベストが、
- ・屋根材、壁材、天井材等としてアスベストを含んだセメント等を板状に固めたスレートボード等が使用されている可能性があります。

アスベストは、その纖維が空気中に浮遊した状態にあると危険であるといわれています（昭和63年環境庁及び厚生省通知）。

すなわち、露出して吹付けアスベストが使用されている場合、劣化等によりその纖維が飛散するおそれがありますが、板状に固めたスレートボードや、天井裏・壁の内部にある吹付けアスベストからは、通常の使用状態では室内に纖維が飛散する可能性は低いと考えられます。

吹付けアスベストは、比較的規模の大きい鉄骨造の建築物の耐火被覆として使用されている場合がほとんどです。建築時の工事業者や建築士等に使用の有無を問い合わせてみるなどの対応が考えられます。

Q. 建築物（事務所、店舗、倉庫等）に吹付けアスベストが使用されている場合においては、どうしたらよいか。

A. 石綿障害予防規則において、吹き付けられたアスベストが劣化等により粉じんを発散させ、労働者がその粉じんに暴露するおそれがあるときは、除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならないこととされています。石綿障害予防規則等、関係法令に従って適切に対処してください。